

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2019年9月30日)

現 行	変 更 後
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 30 年 10 月</u></p> <p><u>東京金融取引所の取引所為替証拠金取引</u>（以下「<u>取引所為替証拠金取引</u>」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。<u>取引所為替証拠金取引</u>は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>のリスク等重要事項について・・・・・・・・・・ 2</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>の仕組みについて・・・・・・・・・・ 3</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>☆<u>決済時の金銭の授受</u>・・・・・・・・・・ 5</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>☆<u>益金に係る税金</u>・・・・・・・・・・ 6</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて・・・・・・・・・・ 6</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>およびその委託に関する主要な用語・・・・・・・・・・ 8</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決・・・・・・・・・・ 10</p> <p>【別紙】・・・・・・・・・・ 13</p>	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>2019 年 9 月</u></p> <p><u>東京金融取引所</u>（以下「<u>取引所</u>」といいます。）の<u>取引所為替証拠金取引</u>（以下「<u>本取引</u>」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p><u>本取引</u>は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。<u>本取引</u>は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>本取引</u>のリスク等重要事項について・・・・・・・・・・ 2</p> <p><u>本取引</u>の仕組みについて・・・・・・・・・・ 3</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>☆<u>決済時の金銭の授受</u>・・・・・・・・・・ 6</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>☆<u>課税上の取扱い</u>・・・・・・・・・・ 6</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて・・・・・・・・・・ 8</p> <p><u>本取引</u>およびその委託に関する主要な用語・・・・・・・・・・ 10</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決・・・・・・・・・・ 13</p> <p>【別表】・・・・・・・・・・ 15</p>

現 行	変 更 後
<p>本説明書は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、<u>東京金融取引所</u>において行われる<u>取引所為替証拠金取引</u>（愛称を「くりっく 365」といいます。）について説明します。</p> <p><u>取引所為替証拠金取引</u>のリスク等重要事項について</p>	<p>本説明書は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、<u>取引所</u>において行われる<u>本取引</u>（愛称を「くりっく 365」といいます。）について説明します。</p> <p><u>本取引</u>のリスク等重要事項について</p>
<p><u>取引所為替証拠金取引</u>は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p>証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、<u>東京金融取引所</u>が算定する証拠金基準額および取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の<u>取引所為替証拠金取引</u>の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。</p> <p>取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。</p> <p>相場状況の急変により、売り気配と買い気配のस्पレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。</p> <p>取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。</p> <p>取引システムもしくは取引所、当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。</p> <p>注文が執行されたときは、委託手数料を徴収しま</p>	<p><u>本取引</u>は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p>証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、<u>取引所</u>が算定する証拠金基準額および取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の<u>本取引</u>の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。</p> <p>取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。</p> <p>相場状況の急変により、売り気配と買い気配のस्पレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。</p> <p>取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。</p> <p>取引システムもしくは取引所、当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。</p> <p>注文が執行されたときは、委託手数料を徴収しま</p>

現 行	変 更 後
<p>す。詳しくは、別紙をご参照ください。 お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。</p>	<p>す。詳しくは、別表をご参照ください。 注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。</p>
<p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p><u>東京金融取引所における取引所為替証拠金取引（以下、「本取引」という。）</u>は、同取引所が定める規則に基づいて行います。</p>	<p style="text-align: center;">本取引の仕組みについて</p> <p><u>取引所における本取引</u>は、同取引所が定める規則に基づいて行います。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>☆取引の方法</p>	<p>☆取引の方法</p>
<p><u>東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）</u>においては、<u>別表（取引所為替証拠金取引の種類）</u>に掲げる本取引が取引されます。</p>	<p><u>取引所</u>においては、<u>別表</u>に掲げる本取引が取引されます。</p>
<p>それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、<u>別表（取引所為替証拠金取引の種類）</u>をご覧ください。</p>	<p>それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、<u>別表</u>をご覧ください。</p>
<p>その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。<u>別表（取引所為替証拠金取引の種類）</u>ご参照ください。）で、次のとおりです。</p>	<p>その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。<u>別表</u>をご参照ください。）で、次のとおりです。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>☆証拠金</p>	<p>☆証拠金</p>
<p>（1）～（2）～ （省 略）</p>	<p>（1）～（2）～ （省 略）</p>
<p>（3）証拠金</p>	<p>（3）証拠金</p>
<p style="text-align: center;">①個人のお客様</p>	<p style="text-align: center;">①個人のお客様</p>
<p>個人口座では、取引所における1枚あたりの証拠金基準額（本説明書では、以下「取引所基準額」という。）は、<u>取引所為替証拠金取引</u>の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。取引所基準額に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコース</p>	<p>個人口座では、取引所における1枚あたりの証拠金基準額（本説明書では、以下「取引所基準額」という。）は、<u>本取引</u>の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。取引所基準額に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコースをご選択して</p>

現 行	変 更 後
<p>をご選択していただけます。</p> <p>スイスフラン/円、トルコリラ/円、ルウェークローネ/円、スウェーデンクローナ/円</p> <p>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」の証拠金額を「10倍コース」と同額に設定しております。</p> <p>南アフリカランド/円、香港ドル/円</p> <p>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」と「10倍コース」の証拠金額を「5倍コース」と同額に引き上げております。</p> <p>②法人のお客様</p> <p>法人口座では、取引所における1枚あたりの取引所基準額は、<u>取引所為替証拠金取引</u>の種類ごとの想定元本額にその時々々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額となります。</p> <p>(4) 証拠金の維持</p> <p>お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が差入れている<u>取引証拠金額</u>を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差入れなければなりません。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 証拠金の引出し</p> <p>(省 略)</p> <p>原則として、出金依頼日の翌営業日にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金は1営業日1回です。</p> <p>(省 略)</p> <p>☆課税上の取扱い</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p>	<p>いただけます。</p> <p><u>ただし、</u></p> <p>スイスフラン/円、トルコリラ/円、ルウェークローネ/円、スウェーデンクローナ/円</p> <p>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」の証拠金額を「10倍コース」と同額に設定しております。</p> <p>南アフリカランド/円、香港ドル/円</p> <p>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」と「10倍コース」の証拠金額を「5倍コース」と同額に引き上げております。</p> <p>②法人のお客様</p> <p>法人口座では、取引所における1枚あたりの取引所基準額は、<u>本取引</u>の種類ごとの想定元本額にその時々々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額となります。</p> <p>(4) 証拠金の維持</p> <p>お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が、<u>差入れている証拠金預託額</u>を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差入れなければなりません。</p> <p>(5) (現行通り)</p> <p>(6) 証拠金の引出し</p> <p>(現行通り)</p> <p>原則として、出金依頼日の翌<u>銀行</u>営業日にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金は1営業日1回です。</p> <p>(現行通り)</p> <p>☆課税上の取扱い</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p>

現 行	変 更 後																				
<p>(3) 支払調書</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年 まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額 (利益に対しては、 0.315%) が、追加的に課税されるものです。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受 付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>◇～◇ (省 略)</p> <p>◇設立年月日：昭和 35 年 8 月 10 日</p> <p>◇～◇ (省 略)</p> <p>◇主要株主：川路 耕一</p> <p>◇ (省 略)</p> <p>◇沿革：</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和 35 年 08 月</td> <td>丸起証券株式会社設立</td> </tr> <tr> <td>昭和 35 年 09 月</td> <td>証券取引法に基づく証券 業者としての登録</td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年 07 月</td> <td>大阪証券取引所の正会員 資格取得</td> </tr> <tr> <td>平成 08 年 03 月</td> <td>丸起証券株式会社から 「こうべ証券株式会社」 へ商号変更</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年 05 月</td> <td>東京証券取引所の正会員 資格取得</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 12 月</td> <td>名古屋証券取引所 IPO 取 引資格取得</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 12 月</td> <td>ジャスダック証券取引所 取引資格取得</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 06 月</td> <td>こうべ証券株式会社から 「KOBE 証券株式会社」へ 商号変更</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 01 月</td> <td>名古屋証券取引所総合取 引参加者資格取得</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 03 月</td> <td>大阪証券取引所ニッポ</td> </tr> </table>	昭和 35 年 08 月	丸起証券株式会社設立	昭和 35 年 09 月	証券取引法に基づく証券 業者としての登録	昭和 61 年 07 月	大阪証券取引所の正会員 資格取得	平成 08 年 03 月	丸起証券株式会社から 「こうべ証券株式会社」 へ商号変更	平成 10 年 05 月	東京証券取引所の正会員 資格取得	平成 15 年 12 月	名古屋証券取引所 IPO 取 引資格取得	平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所 取引資格取得	平成 17 年 06 月	こうべ証券株式会社から 「KOBE 証券株式会社」へ 商号変更	平成 18 年 01 月	名古屋証券取引所総合取 引参加者資格取得	平成 18 年 03 月	大阪証券取引所ニッポ	<p>(3) 支払調書</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受 付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>◇～◇ (現行通り)</p> <p>◇設立年月日：1960 年 8 月 10 日</p> <p>◇～◇ (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>◇ (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
昭和 35 年 08 月	丸起証券株式会社設立																				
昭和 35 年 09 月	証券取引法に基づく証券 業者としての登録																				
昭和 61 年 07 月	大阪証券取引所の正会員 資格取得																				
平成 08 年 03 月	丸起証券株式会社から 「こうべ証券株式会社」 へ商号変更																				
平成 10 年 05 月	東京証券取引所の正会員 資格取得																				
平成 15 年 12 月	名古屋証券取引所 IPO 取 引資格取得																				
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所 取引資格取得																				
平成 17 年 06 月	こうべ証券株式会社から 「KOBE 証券株式会社」へ 商号変更																				
平成 18 年 01 月	名古屋証券取引所総合取 引参加者資格取得																				
平成 18 年 03 月	大阪証券取引所ニッポ																				

現 行		変 更 後
	<u>ン・ニュー・マーケット</u> <u>「ヘラクレス市場」</u> <u>スタンダード基準上場</u>	
平成 19 年 04 月	<u>KOBE 証券株式会社から</u> <u>「インヴァスト証券株式</u> <u>会社」へ商号変更</u> <u>本店所在地を大阪府大阪</u> <u>市から東京都港区に変更</u>	
平成 19 年 09 月	<u>金融先物取引法に基づく</u> <u>金融先物取引業の登録</u> <u>金融商品取引法に基づく</u> <u>金融商品取引業者として</u> <u>の登録</u>	
平成 19 年 10 月	<u>三貴商事株式会社が運営</u> <u>するオンライン事業の一</u> <u>部を吸収分割により承継</u> <u>オンライン事業の開始</u>	
平成 21 年 08 月	<u>対面証券事業をばんせい</u> <u>山丸証券株式会社に会社</u> <u>分割により譲渡</u>	
平成 22 年 03 月	<u>商品先物取引事業をドッ</u> <u>トコモディティ株式会社</u> <u>に会社分割により譲渡</u>	
平成 22 年 10 月	<u>大阪証券取引所「ヘラク</u> <u>レス市場」と JASDAQ と</u> <u>の市場統合により、</u> <u>「JASDAQ 市場」へ上場変</u> <u>更</u>	
平成 24 年 11 月	<u>スター為替証券株式会社</u> <u>の店頭為替証拠金取引事</u> <u>業を吸収分割により承継</u>	
平成 24 年 12 月	<u>スター為替証券株式会社</u> <u>の取引所為替証拠金取引</u> <u>事業、取引所株価指数証</u> <u>拠金取引事業を吸収分割</u> <u>により承継</u>	

現 行		変 更 後
	<u>三田証券株式会社の取引 所為替証拠金取引事業を 吸収分割により承継</u>	
<u>平成 25 年 7 月</u>	<u>東京証券取引所と大阪証 券取引所の市場統合によ り、東京証券取引所 「JASDAQ (スタンダー ド)」へ上場変更</u>	
<u>平成 25 年 8 月</u>	<u>投資助言・代理業の登録</u>	
<u>平成 26 年 3 月</u>	<u>株式会社サイバーエー ジェント FX (現：ワイジェ イ FX 株式会社) の取引 所為替証拠金取引事業を 吸収分割により承継</u>	
【別紙】 ☆委託手数料 (1) (省 略) (追 加) (以下省略)		【別表】 ☆委託手数料 (1) (現行通り) <u>※2019 年 10 月 1 日の取引開始以降の委託手数料は、 通常 1 枚あたり最大で片道 330 円 (税込) となりま す。</u> (以下現行どおり)
	平成30年10月 1 日	2019年 9 月30日